

3 財産評価の税務判断コース



【第17-第19講座】 全日10:30 ~ 17:00(受付10:00 ~)

【ケーススタディ】相続税財産評価の税務判断

相続税の申告業務に不可欠な作業として、被相続人が残した各種多様な財産を個々に評価するという気の長い作業(しかも、事例によっては、財産評価基本通達に評価方法の定めがないものもあります。)が必要となります。

また、土地(宅地)の評価を行うに当たっても、単純に「路線価×各種画地補正率×面積」で算定するのではなく、もう一工夫を必要とする 경우도多いです。

本講座では、相続税等における財産評価の各種論点を事例形式で確認し、そこに求められる税務判断上のポイントを明確にしていくことにします。

第17講座 東京 12月3日(金) 大阪 12月18日(土)

第18講座 東京 12月4日(土) 大阪 12月19日(日)

第19講座 東京 12月5日(日) 大阪 12月20日(月)

【取扱予定項目】

1. 財産評価基本通達5(評価方法の定めのない財産の評価方法)の意義とその具体的な適用例
2. 財産評価基本通達6(この通達の定めにより難しい場合の評価)の意義と財産評価における『特別の事情』の存在
3. 利用価値の著しく低下している宅地がある場合の評価(鉄道騒音等が与える影響が路線価に反映しているか否かの判定)
4. 不動産鑑定評価による時価申告を行う場合の留意点
5. 同族会社の株式を純資産価額方式で評価する場合に直前期末基準によった場合の留意点
6. 同族会社の株式を純資産価額方式で評価する場合の評価差額に対する法人税額等に相当する金額の取扱い
7. 税務上の営業権の有無の判定と営業譲渡時におけるその取扱い

※ 取扱予定項目は変更される場合もあります。